

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図りながら、その能力を發揮できる働きやすい

職場環境の整備を目的として、次のように行動計画を策定する。

計画期間	2025年4月1日～2029年3月31日
------	----------------------

目標（1）	時間外・休日労働の削減のための措置の実施 全従業員の所定外労働時間を420時間以内とする
-------	---

目標（2）	出産や子育てを支援する次の諸制度の周知を図る ① 労働基準法に基づく産前・産後の休業 ② 育児・介護休業法に基づく育児休業等 ③ 雇用保険法に基づく育児休業給付 ④ 社会保険制度に基づく出産手当金・出産一時金や 産前・産後及び育休中の社会保険料免除制度等
-------	--

対策	各年度毎に、別途定める
----	-------------

以上